

ファミリーホーム 事例集

ファミリーホームの設置運営の促進
ワーキンググループ

目 次

ファミリーホーム事例集の編集にあたって

ファミリーホームの設置事例（個人が設置した場合） ざおうホーム	1
ファミリーホームの設置事例（個人が設置した場合） 細田ホーム	10
ファミリーホームの設置事例（法人が設置した場合） ガブリエルホーム	19
ファミリーホームの設置事例（法人が設置した場合） ファミリーホームももたろう	29
ファミリーホームの設置事例（法人が設置した場合） 森の家	38
ファミリーホームの設置事例（乳児院連携事例） 二葉乳児院	50
ファミリーホームの設置事例（児童養護施設連携事例） 広島修道院	55
児童相談所とファミリーホームの連携例 大分県中央児童相談所	62
ファミリーホームの設置を進めていくにあたって	70

ファミリーホーム事例集の編集にあたって

- ・この事例集は、ファミリーホームの設置を進めるため、「ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ」で事例を選定し作成したものである。これは、設置にあたる具体例や工夫などを収集し、留意すべき点を整理し、設置のため具体的にイメージできるようにするため、参考となると思われる先行事例などを取りまとめたものである。
- ・事例の収集にあたっては、ファミリーホームの設置主体で個人が82.6%と大部分を占め、社会福祉法人などの法人は17.4%に留まっていることから、現時点で参考となると思われる事例を挙げた。
- ・法人のうち、児童養護施設におけるファミリーホームの開設については、事例数が少ないことや、運営方法など議論すべきことが多く、児童養護施設を運営する社会福祉法人などが運営しやすい形態を引き続き模索することは今後も課題である。
- ・以上を踏まえつつ、事例選定については、
 - ① 個人型のファミリーホームについては、養育の実践のモデルとなるような先駆的な事例を選定。
 - ② 児童養護施設などを運営していない社会福祉法人などでファミリーホームを運営している事例を選定
 - ③ 児童養護施設については、限られた事例の中で先駆的に実施している施設を選定。
 - ④ 乳児院については、これまでも里親委託を進めてきたことから、ファミリーホームとの連携をしている施設を選定
 - ⑤ 児童相談所については、里親委託が進んでいる児童相談所を選定としたものである。
- ・読者におかれては、この「ファミリーホーム事例集」のほか、ファミリーホームの実態を調査した「平成25年度ファミリーホーム実態調査集計結果」、ファミリーホームの課題をまとめた「ファミリーホームの設置を進めるために」を参考にしながら、子どもの最善の利益となるような養育の質の高いファミリーホームの設置をする上での参考とされたい。

ファミリーホームの設置事例(個人が設置した場合)

< ホーム名 : ざおうホーム >

1. ファミリーホームの基本情報

- (1)定員 6名
- (2)住所 宮城県刈田郡蔵王町
- (3)設置年月日
 - 国制度に基づく設置 : 2009年(平成21年) 4月 1日
 - 地方単独制度に基づく設置 : 2005年(平成17年) 8月31日

2. ファミリーホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

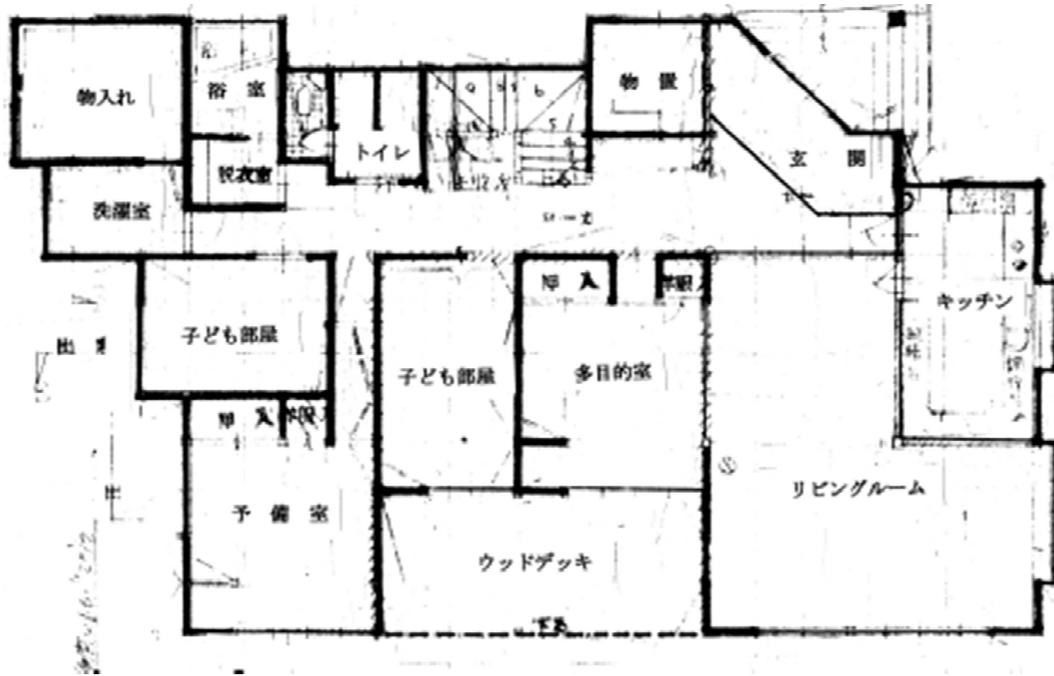
(1)ファミリーホームと関係機関との位置関係

ホームは、宮城県南部に位置し仙台市から約45km、車で1時間の距離にある。仙台市内には、4つの児童養護施設と2つの乳児院があり、2014年4月より2つの施設に里親支援専門相談員が配置されている。また、気仙沼市には、県では唯一の児童養護施設があり、児童家庭支援センターを有し、2013年4月より里親支援専門相談員を配置している。当ホームから気仙沼市までは、車で約3時間の距離である。中央児童相談所は、仙台市に隣接の名取市にあり、ホームからは車で1時間の距離である。

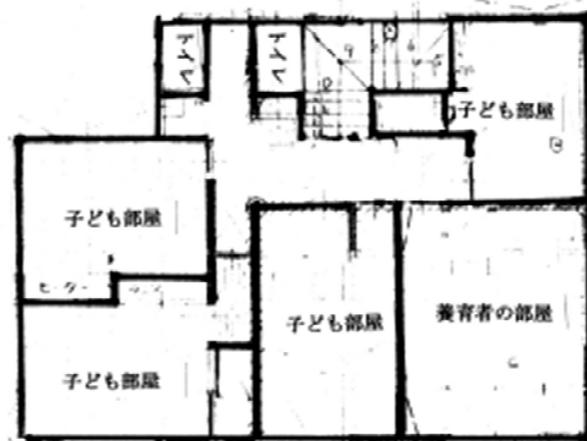
ホームのある蔵王町保健福祉課までは、車で10分、小中学校までは、5分ほどの距離にある。

(2)ファミリーホームの平面図

【1階】



【2階】



(3)ファミリーホームの状況 2013年(平成25年)10月1日現在

児童定員数	計	6人
児童現員数	計	6人
(再掲)男		4人
(再掲)女		2人
(再掲)就学前		0人
(再掲)小学生		2人
(再掲)中学生		1人
(再掲)高校生		3人
(再掲)大学生など		0人
養育者数	計	4人
(再掲)専従養育者		2人
(再掲)兼業養育者		0人
(再掲)補助者		2人

部屋数	計	9部屋
(再掲)個室		8部屋
(再掲)2人部屋		1部屋
(再掲)3人部屋		0部屋

(4)居室の面積

居室形態	個室	2人部屋
居室数	8室	1室
1居室平均面積(m ²)	9.9 m ²	16.5 m ²

(5)ファミリーホームの写真

【玄関】



【リビング】



【各部屋】



【ダイニング】



【その他の生活空間】



(6)間取りの工夫

部屋数が多く、子どもの成長に合わせ個室を確保することができるほか、インフルエンザなどの感染症にかかる子どもが発生した折にも、感染を防ぐことにつながる。リビングダイニングも広く、L字型の配置なので2つの空間を作りだせる。

(7)設備の工夫

トイレが3か所(1階に1か所、2階に2か所)あり2階では男女別に使用できる。キッチンも、対面式になっており、料理をしながら子どもの様子を見たり、会話できるようになっている。洗面所の数が多い。

(8)近隣地域との関係

長く里親をやっているため、里親家庭として周囲には認知されており、ひとつの家族・家庭の形として理解を得ている。子どもに対しての偏見もないし、同級生など学校の子どもたちも子どもなりの理解をしているようである。また、蔵王町独自のファミリーサポート事業があるが、その協力家庭として登録しており、学齢前の子どもを預かったり、幼稚園の送迎などホームとしての子育て支援を行っている。

(9)その他特記事項

ホームは、蔵王国定公園内に位置しており、自然豊かな環境にある。子どもが外で遊んでいても交通事故の心配はない。

3. ファミリーホームを設置した経緯

(1) 設置に至った経緯

- 1986年： ふれあい里親で出会った子どもの委託を受けるため里親登録
数年後、全国里親会発行の里親読本で横堀ホームの実践を知り、将来はファミリーホームをと志す。以後、児童相談所には、複数委託の意向を示す。2000年頃から県に対して、ファミリーホーム制度化を要望。
- 2005年： 専門里親登録
宮城県ファミリーグループホームの指定を受け ざおうホーム開設委託が増えていく中で、それまでの住居がファミリーホームには手狭になったため。
- 2008年： 同じ地域で友人がペンションとして使用していた現在の住居を譲り受け転居。
- 2009年： 4月より国の制度となったファミリーホームに移行

(2) 具体的に設置を進める方法と関係機関との連携の手順

- ・県が宮城県ファミリーグループホーム制度を始める以前から、担当課や児童相談所にはファミリーホームをやりたいという思いを伝え、制度化の要望を行っていた。県内には複数委託経験のある里親が少なく、2005年の制度化後、県からの制度説明と開設依頼があり、ファミリーホーム開設に至った。国の制度となるまでのつなぎの県単事業という側面があり、2009年4月から新たなファミリーホームへと移行する。
- ・各児童相談所とは、里親時代から良好な関係を築いていたので、全県管轄のファミリーホームとなり、より直接的に児童相談所と緊密な関係を持てるようになった。
- ・幼稚園や学校は、子どもが多く時間を過ごす大事な場所であり、ファミリーホームへの理解や支援は不可欠である。新規委託時には、児童相談所の里親担当や必要に応じて心理司の同行を得て、子どもの状況説明を行っている。小中高ともに協力体制は手厚く、子どもによっては、個別に学校と課題や支援方針について話しあいを行っている。
- ・2009年にみやぎで社会的養護のネットワークを立ち上げた。5年が経過し、里親、ファミリーホーム、施設、児童相談所、当事者(施設退所者)、研究者などが加わり、月1回のミーティングと年2回の研修会を重ねてきた。それぞれに措置された子どもの育ち、自立について共に考え、協力しあう関係ができていく。

(3) その他特記事項

- ・地元の蔵王町に2007年4月、要保護児童対策地域協議会が設置され、委員として加わり、2011年からは協議会の会長を務めている。ファミリーホーム、里親として町にも認知され、元里子が町の職員として勤めていることもあり町の保健福祉課との関係は深い。小さな町だからこそできることかもしれない。

4. ファミリーホームを運営する上で配慮していること

(1) 委託児童の年齢構成や性別

基本的に、委託の打診に対しては断らないことにしている。但し、障害など特に支援を必要とする子どもがいるため、学年が重ならないようには考えているが、年齢構成は気にしていない。男女については、学年齢の高い子の委託が比較的多いので、生活の中で気をつけて見るようにしている。

(2) 補助者の選定で配慮していること

- ・現在の補助者は、正規雇用の補助者1名とパート補助者1名
- ・正規雇用の補助者は、かつて乳児院での勤務経験があり保育士資格を有する。社会的養護への理解もあり、子どもの扱いが丁寧である。私たち夫婦2人が不在であっても安心して留守を任すことのできる存在である。養育補助中心で家事援助も行っている。
- ・パート補助者は、週3回の調理補助。調理師資格を有する。子どもへの視線が優しく、調理補助に留まらず、養育面での役割を果たしながら子どもとの関係を上手に作っている。家事援助中心で養育補助も行っている。

(3) 養育者と補助者の役割分担や連携にあたって工夫していること

- ・子どもの状況及び支援の方向性など養育に必要な情報は、全員で共有している。特に今、子どもに対して必要なことは、毎日確認しながらそれぞれが子どもと接している。人によって子どもへの対応の異なることがないように、気をつけている
- ・補助者は、養育者の不適切な養育のチェック役でもあることを確認している。
- ・補助者にも研修の機会を提供する。

(4) その他特記事項

- ・ホームの近くに、町の保育士をしている元里子が住んでおり、必要に応じて、補助的な手伝いをしてきている(ボランティア)。また、子どもたちの自立モデルともなっている。

5. 運用上の工夫

(1) 生活の配慮と工夫

- ・子どもの将来を見通していくことを意識しながら、子どもの適性や興味に合わせて進路を一緒に考える。
- ・高校生になると帰宅時間がまちまちになり、一緒に夕食をとるのも難しくなったりするが子どもの話をゆっくり聞く時間を取るようになっている。
- ・勉強の面で支援が必要な子どもには、できるだけ丁寧に教えるようになっている。

(2) 食事の配慮と工夫

- ・買い物は、生協の宅配で、ある程度まとまった量の食品を買っている。その他、必要に応じて買い物に出るが、子どもも一緒に連れていき、お店に並んでいる野菜や肉、魚など目にするようになっている。
- ・夕食は、週3回、補助者が調理するが、献立は養育者のほうで考える。一汁三菜を基本。
- ・子どもによって、苦手な食べ物がまちまちだったりするので、ある程度考慮することになっているが、野菜は十分にとるようにしている。
- ・夕食の時間は6時ころだが、その時間に在宅の子どもは一緒に夕食をとる。高校生は帰宅次第、夕食をとる。だいたい何人もテーブルにいたので、ひとりだけで食べるようにはならない。
- ・朝は、高校生が早いので5時50分頃からお弁当作りと朝食の用意を行う。学校に行く時間がまちまちなので、朝食はそれぞれの時間にとることになる。
- ・朝食は、平日は米飯、休日は子どもによってはパン食もあり。
- ・誕生日には、誕生日メニューでその子どもの好きな献立で用意する。ケーキを囲んで、みんなでお祝いする。

(3) 権利擁護として取り組んでいること

- ・児童相談所とは、定期訪問とは別に、子どもの個別の必要に応じて、ホームや児童相談所での面談を依頼している。
- ・実親との関係がある子どもについては、児童相談所が間に入り状況を知らせたり、進路の相談をしたり情報のやりとりをしている。
- ・子どもの権利ノートを渡し、不満など何かあるときには直接、児童相談所などに言うことができることを伝えている。

(4)ファミリーホームの孤立防止として取り組んでいること

- ・子どものいない時間に、養育者と補助者の間で子どもへの援助方針や状況などについて、小まめに話しあうようにしている。
- ・里親サロンや研修会など積極的に参加し、他のファミリーホームや里親との交流を活発に行うようにしている。
- ・学校との連絡や情報交換を密にしている。

(5)その他特記事項

①記録の保管場所、書類の記入の仕方や様式の作成方法など

- ・記録は、事務所として使用している部屋に、子どもごとにファイルに入れて保管している。
- ・年度ごとに、援助方針計画を立て、子どもの支援の方向や目標など記入している。
- ・様式は、横浜市の様式を参考にしている。

②運営費の管理やお小遣いの管理

- ・経理は、会計ソフト「弥生」を使用している。勘定科目の振り分けは、事務費からの支出事業費からの支出、共用支出がわかるよう区別している。
- ・小遣いは、毎月定額を子どもに渡して管理している。児童手当は、子どもの口座に入金し、お年玉など貯まった小遣いもその都度、口座に入金する。

③防災などその他

- ・1Fは、掃出し窓が多くどこからでも外へ避難しやすい。子どもたちとは、避難経路を定期的に確認している。
- ・防災設備は、各部屋、リビング、台所、廊下、階段に火災報知器を設置、消火器は1Fと2Fに1台ずつ設置している。
- ・非常用食料を常備。

6. その他

- ・ファミリーホームは、多人数養育の経験が重要だと考えている。子どもの数が1人増えるだけでも、養育上その差は大きい。これからファミリーホームを目指そうと考えている方には、養育里親として3人、4人と子どもの養育経験を重ねた上でファミリーホームを始めることをお勧めしたい。
- ・ファミリーホームは、自分の自宅だからこそ行うことができる。子どもにとっても養育者にとっても「家」であるためには、みんながくつろげる場であることが大事。また、養育者が上手に気分転換すること、ストレスをためない工夫も大事である。

- ・ファミリーホームは、家庭養護といっても事業であり、始めるには相応の覚悟が必要。養育においても、運営においても結果責任を求められる。
- ・ホームとしての理念をしっかりと持つことが必要。
- ・ファミリーホームには、課題を抱える子どもが委託されるケースが比較的多い。ホームの状況を見極めながら、既に委託されている子どもの安定した生活を最優先に考え、委託を断ることも場合によっては必要である。
- ・困ったときに、ホームの中で抱え込まないことが必要。被措置児童虐待など事故には、細心の注意が必要で、うちは大丈夫という油断は禁物。
- ・学校との連携は、子どもの支援にとっての重要な要素となる。普段から良好な関係作りを心がけ、学校の行事、PTA行事など積極的に参加することが望ましい。子ども会などの地域の活動にも同じことがいえる。
- ・学校の同級生の保護者など、周囲に理解者を作っておくことはとても助けになる。
- ・他のファミリーホームや里親とのつながりは、とても大切である。

ファミリーホームの設置事例(個人が設置した場合)

< ホーム名 : 細田ホーム >

1. ファミリーホームの基本情報

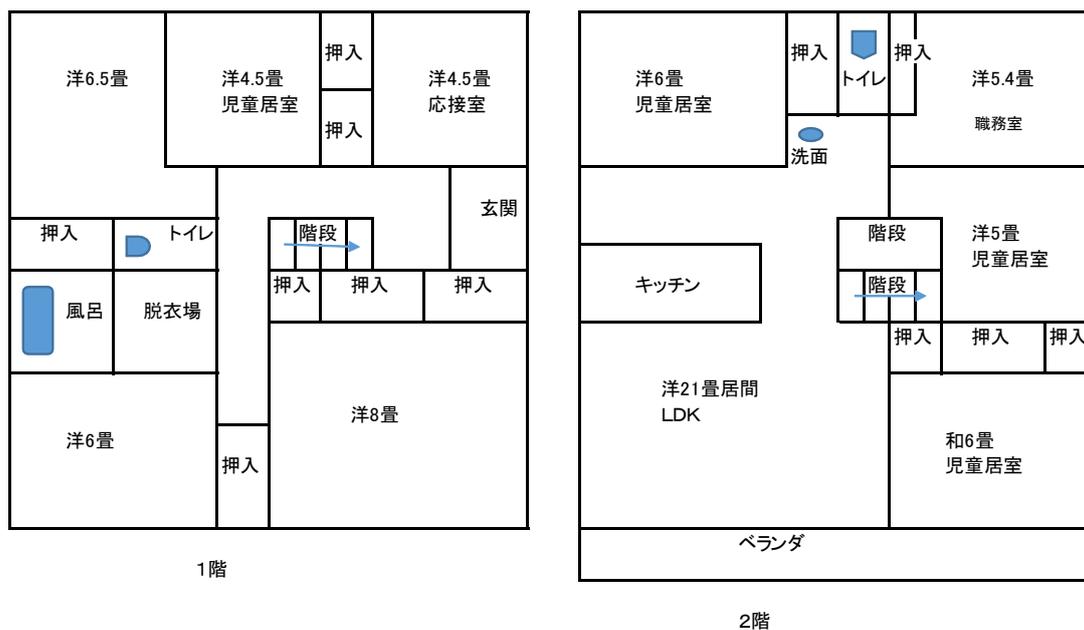
- (1)定員 6名
(2)住所 埼玉県鶴ヶ島市町屋102番地2
(3)設置年月日
国制度に基づく設置 : 2013年(平成25年) 4月 1日
地方単独制度に基づく設置 : -

2. ファミリーホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

(1)ファミリーホームと関係機関との位置関係

- ①児童養護施設(同仁学院:当ホームと連携を図ってくれる施設)とは5km(車で15分)
②児童相談所(川越児相)とは12km(車で40分)

(2)ファミリーホームの平面図



(3)ファミリーホームの状況 2013年(平成25年)10月1日現在

児童定員数	6人
児童現員数	計 5人
(再掲)男	0人
(再掲)女	5人
(再掲)就学前	0人
(再掲)小学生	3人
(再掲)中学生	2人
(再掲)高校生	0人
(再掲)大学生など	0人
養育者数	計 5人
(再掲)専従養育者	1人
(再掲)兼業養育者	1人
(再掲)補助者	3人

部屋数	計 9部屋
(再掲)個室	5部屋
(再掲)2人部屋	2部屋
(再掲)3人部屋	0部屋

(4)居室の面積

居室形態	個室	2人部屋
居室数	2室	2室
1居室平均面積(m ²)	7.5 m ²	9.9 m ²

(5)ファミリーホームの写真

【玄関】



【各部屋】



【リビング】



【キッチン】



【バス】



【その他の生活空間】



(6) 間取りの工夫

ホームは2階建て。1階部分は養育者とその家族の居室、応接室と高齢児の居室1部屋を配置している。2階部分は階段を上った所が仕切りのない生活空間となる居間と台所があり、そこに隣接するように子どもの居室と事務用の職務室が配置されている。帰ってきた児童が居間を通らないと部屋に行けない構造となっている。子どもの身近にいつも大人がいられ、子どもが安心できる環境を作っている。

(7) 設備の工夫

- ①トイレと洗面所は2か所必要。
- ②児童の居室の配置は、廊下を作らずリビングなどに直接つながっている構造が子どもの様子を把握しやすい。死角となる場所を作らないように工夫。

(8) 近隣地域との関係

- ①自治会へ加入し、その活動や子ども会などへは積極的な参加をする。
- ②毎年年末に、大東文化大学の学生ボランティア(児童研究会)の協力を得て餅つきを実施する。近所の方に、ついた餅を子ども達と持っていき、地道な関係作りを行っている。
- ③地区の児童委員・民生委員には子ども達と顔見知りになってもらっており、緊急連絡先のひとつにしている。

(9) その他特記事項

- ①間取り(9LDK)が多いので土地の広さが必要であった。さらに最寄の駅が徒歩で行ける条件と、その市町村が子育てしやすい町かを判断する。近くに医療機関はどのくらいあるか、

公民館、図書館、児童館などはあるか、そのプログラムに子ども向けのイベントはどのくらいあるか、行政の取り組みが子どもへ反映されているかなど。

②自分たちがそこで根を下ろして生活をしていけるかを考える。

以上の要件を考慮し農村地に新興住宅が建つ現在の場所になった。

3. ファミリーホームを設置した経緯

(1) 設置に至った経緯

- 2004年4月： 地域小規模児童養護施設(グループホーム以下GH)を夫婦で担当。
GHは、施設から離れた場所にある一軒家で、家庭的な養護の実践を行っていた。しかし、形は家族のようであるけれども施設はあくまで施設であり、一般的な家とは違うのが実状。
- 2007年3月： 現在の場所に自己資金でGH建設。施設に借り上げてもらう。
それまでの経験から、子どもたちと生活しやすい家作りを研究し、自ら家の設計をする。
- 2009年4月： 小規模居住型児童養育事業(ファミリーホーム以下FH)実施要綱が制定。
里親登録をする。
- 2010年6月： 仕事を辞めたときに自分たちが考える家庭的な養護をしたくて里親研修に参加・登録を行う。(施設では、生活において、下記の弾力的な養育をすることが難しい)。
・担当職員が子どもの友達の親との付き合いで、皆が出かけることになったときに、子どもの乗れる自動車が借りられない。許可を取る時間がない。許可が出ない。
・施設なので、子どもが生活をしている最中に担当職員の関係者が入りづらい。
・予算を立てて事業をしているが、本園の寮との関係で行事や買い物に制限がつけられてしまう。
・本園の規制がきびしく子どもに携帯電話などが持たせられない。
- 2013年3月： FHを設置するため施設を退職
国の制度で、個人がFHを設置運営することが可能になったことで、施設で子どもたちを養育するよりも、自分たちの家庭環境でこの仕事をしたいと考えた。
2013年4月 児童養護施設が、細田ホーム(施設が支援する)、施設直営で2か所のFHを設置。

(2) 具体的に設置を進める方法と関係機関との連携の手順

[設置までに行ったこと]

- ①施設が2か所のFHを設置することになっていたのに、細田ホームが独立してもそれに該当するかどうか県と協議。細田ホームを支援することを条件で施設に許可が出る。
- ②児相にGHで預かっている児童を、そのままFHに委託できるようにお願いし手配してもらう。
- ③施設と細田ホームへの支援を協議
 - ・施設職員や児童家庭支援センターの里親支援担当者の月1回以上の訪問
 - ・継続中ケースの家族支援業務の継続
 - ・面会の場所の提供
 - ・施設から委託変更された児童の台帳などの閲覧
 - ・研修などの紹介
 - ・事務手続きなどの支援など
- ④FH管内の児童相談所との連絡・連携の協議
 - ・年間複数回の担当職員のFHへの訪問を依頼
- ⑤小中学校と民生委員・児童委員にFHを設立することの報告

(3) その他特記事項

- ①生活の拠点である家について。児童6人と職員が住める物件として最低でも5LDKは必要。実子がいる場合などはさらに部屋数が必要となってくる。
- ②小中学校の学年主任と児童の担任をする先生との情報交換会を行い、連携した養育を図ることが必要。
- ③児童館や公民館・学童保育室などの社会的資産の有効活用を考える。
- ④行事などでボランティアが必要なときには、社会福祉協議会などに派遣を依頼してもよい。

4. ファミリーホームを運営する上で配慮していること

(1) 委託児童の年齢構成や性別

① 長期に施設生活を余儀なくされることが条件。

既に生活している児童がいるので、その子どもたちの生活を優先に考え、自身の生活をホームに馴染ませて居場所を作ってもらいたいと考えている。

② 委託児童が同学年にならないこと。

③ 性問題には十分配慮する。

男女混合にしたいが現在は女兒のみ。

④ 年長児の委託を受ける際には、職員がその児童のために他の児童(特に年少児)よりたくさん時間を費やせる状況にあるか判断する。

(2) 補助者の選定で配慮していること

資格要件について現在は求めてはいない。専門知識は必要と認識しているが、掃除や食事作りといった家事ができるかどうかを判断の材料としている。この仕事では子どもと直接の関わりを求める人が多いが、子どもの生活環境を整えることが実は大切な関わりと思える人を探している。

(3) 養育者と補助者の役割分担や連携にあたって工夫していること

① 補助者と子ども達との関わりで、子どもは自分の言うことを聞いてくれる人のところで自分を出すことを理解して、養育者と報告連絡相談をして単独では結論を出さないように、日常的に情報交換をしている。また、子ども達と関わりを持たなくてはならない補助者とは、仕事が終わった時点で振り返りの時間を持っている。

② 補助者には研修案内を紹介したり、著書を読んでもらうようにしたり、養育者が受けた研修内容のレクチャーなどを行っている。

(4) その他特記事項

① 地域活動には積極的な参加をする。

引っ越しをして2年目に自治会の班長をしたときには、会合で出されジュースなどを「子ど

もたちに持っていきな」と他の班長さんは自分の分を渡してくれた。引越してきた当初は、「子どもの多い家」と奇異な目で見られていたことを数年後に聞かすが、その時に色々な話ができる関係になっていたと実感する。最低限の情報公開と広報活動は必要。

②新規にファミリーホームを始める場合は、構成年齢の高い児童から受け入れていく。

5. 運用上の工夫

(1) 生活の配慮と工夫

- ①手洗いうがいの励行(習慣化させる)。洗面台が居間に付設されているので確認しやすい。
- ②挨拶の徹底。家での挨拶はもちろん近所の人にもできるようにする(習慣化させる)。
- ③家庭菜園の場所を借りて、子どもたちと野菜を育てている。自分の植えた野菜が食卓に並ぶことで、嫌いな野菜が食べられるようになることが期待できる。
- ④ごみはリサイクルするように分別の徹底をしている。生ごみは処理機を購入し処理した肥料は借りている家庭菜園に再利用する。
- ⑤手伝いは役割を持って早い時期からさせる。

(2) 食事の配慮と工夫

- ①買い物は子どもたちが学校に行っている最中に済ませる。子どもが休みの日はできるだけ一緒に出かけ、買い物の仕方や季節の野菜・魚などの話をする。
- ②朝食(平日あさ6:30、休日あさ7:30起床)
 - ・養育者が作り、起きてきた順に朝食を食べる。
- ③夕食(午後6:00~)
 - ・時間までには帰宅し、全員で食卓を囲んで食事をするを基本としている。
 - ・夕食時間に合わせて、でき立ての暖かい食事の提供をする。
 - ・補助者がいるときは補助者が作る。
 - ・テーブルの準備や配膳は子どもたちが手伝う。
 - ・月に数度、献立の中に子どもの食べたいものを聞いて入れる。

④誕生会を催し、誕生者の好きなものを作って皆で祝う。

(3) 権利擁護として取り組んでいること

①管内児童相談所職員に年数回の訪問を依頼。

②ケースワーカーに年1回以上の担当児童との面会を依頼。

③近隣の児童養護施設、民生委員・児童委員などに電話相談窓口を依頼。

④上記施設などに警察などの電話番号も加え一覧表を作成。電話機の近くに掲示。

(4) ファミリーホームの孤立防止として取り組んでいること

①補助者の勤務終了時に、養育者と子どもに対する情報交換をする。

②学校に対して定期以外でお願いできる家庭訪問や面談の依頼。

③学校とは委託児童の自立支援などについて定期的な連絡会を実施。

(5) その他特記事項

①記録の保管場所、書類の記入の仕方や様式の作成方法など

- ・記録の保管場所は職務室のPCの外部記憶装置。印刷されたものは書棚にファイルされている。
- ・様式については児童養護施設の様式を参考に作成し直したものを使用。
- ・日誌は毎日記入して印刷ファイリングし、児童の養育記録を兼ねる。

②運営費の管理やお小遣いの管理

- ・運営費は会計ソフトを使い毎月集計をしている。勘定項目は県からの書類に準じている。
- ・小遣いは子どもたち自身で小遣い帳を記入し、月ごとに集計をする。小遣いがたくさん貯まった児童については、自己申告して自分の通帳に入金、別途台帳にして管理する。
- ・子ども手当は別に通帳を作り入金している。

③防災などその他

- ・マニュアルを作成
- ・子どもたちと避難場所の確認。
- ・市で行っている防災訓練に参加。
- ・防災用品や防災設備の設置

6. その他

- ・FHは自分の生活環境に子どもたちを取り込んで作ることを大切にしたい。つまり、養育者がその地域で生活できるのかの決意が大切。
- ・養育困難になってきたときには、早めに相談をして対策を考える。
- ・子どもの特質は、一般家庭の児童と違う場合が多い。児童の人数が5人か6人になるので、子どもに対する支援(セカンドステップやコモンセンス、性教育など)の仕方を研修しておいたほうがよい。児童家庭支援センターや児童養護施設に問い合わせると見つかる場合が多い。自身の子育て感では対応できない児童がいることを理解しておく必要がある。
- ・自分の周囲に、上述の理解者を増やし、応援者になってもらえるようにすることが必要。
- ・FHでの生活の大部分が、今まで子どもができなかったことととらえ支援の方法を考える。
- ・学校とはこまめに連絡を取りあい、両輪で育ててゆくように心がける。
- ・自身が休みを取れる方法を考えておく必要がある。児童館や学童保育室などの利用も検討してみる。休まず働くのは無理。
- ・パソコンは使えるようになったほうがよい。子どもたちとの時間を少し多く確保できるようになる。
- ・事務書類や経理は結構大変な作業となる。書類提出先の職員に教えてもらう。または、近くにアドバイスをもらえる人が必要。
- ・FHはGH(地域小規模児童養護施設)より予算、人員規模が縮小しているのに、それと同じまたはそれ以上の事務仕事があるのはおかしい。事務仕事に忙殺されて子どもとの時間が取れないことが本末転倒になっている。
- ・建物を借用してFH事業をしている場合にはそのための補助が出ているのに、持ち家でローンを抱えている事業者には何の手当もない。建物にかかる修繕費や維持費の経費もかなり運営費への負担が大きすぎる。